

尾鷲市清掃工場
ごみ供給クレーン部品交換整備工事

特記仕様書

令和7年

尾 鷲 市

明示項目	明示項目の詳細		明示事項
共通	1	目的	ア 本工事は尾鷲市清掃工場（ごみ焼却施設）の性能維持を目的に実施するものである。
	2	工事名称	ア 尾鷲市清掃工場 ごみ供給クレーン部品交換整備工事
	3	施設概要等	ア 施設規模 45 t / 日 (22.5 t / 8h・日×2炉) 処理方式 間欠運転方式（機械化バッチ燃焼式） 施設の竣工 平成3年4月 設置場所 尾鷲市大字南浦字中村地内
	4	工事の期間	ア 着工 令和 年 月 日（契約後） ～ 竣工 令和 年 月 日
	5	適用基準等	ア 工事請負契約書 イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律他関係諸法令等 ウ 大気汚染防止法 エ ごみ処理施設性能指針 オ 三重県生活環境の保全に関する条例 カ 尾鷲市環境基本条例 キ 「一般廃棄物処理事業に対する指導強化及び同留意事項について」 ク 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」 ケ その他関係通知等 コ その他指示するもの
	6	許認可申請	ア 工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の負担により本市を代行し行うこと。また、工事内容により、本市が関係官庁に認可申請報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力すること。
	7	施工方針 適用範囲 疑義 変更 材料	ア 本工書の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること。ただし、本市及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りでない。 イ 受注者は、本仕様書、設計書について工事施工中に不備や疑義が生じた場合は、本市と十分協議のうえ遺漏のないよう工事を行うこと。 ウ 施工は本仕様書及び設計書に基づいて行うこと。ただし、工事期間中に本仕様書及び設計書に適合しない箇所が発見された場合は、本市の承諾を得て改善変更を受注者の負担により行うこと。 エ 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

8	<p>検査及び試験 立会検査及び試験</p> <p>検査及び試験の方法</p> <p>検査及び試験の省略</p> <p>経費の負担</p>	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>主要機器・材料の検査及び試験は、原則として本市立会のもとで行うこと。ただし、本市が特に承諾した場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。</p> <p>検査及び試験は、あらかじめ本市の承諾を受けた検査（試験）要領書に基づいて行うこと。</p> <p>公的、またこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。</p> <p>本工事に係る検査及び試験の実施及び手続きは、受注者において行うものとし、これらに要する経費は受注者の負担とする。</p>
9	休炉期間	ア	本工事に伴う炉の停止期間は、本市と十分協議し承諾を受けて実施すること。
10	特許権について	ア	本工事に關し、特許に抵触する箇所がある場合には受注者は施工前においてそれをクリアにして施工にあたること。
11	試運転	ア	試運転中に行われる調整及び点検には原則として本市の立会を要するものとし、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本市に報告すること。
12	保証	ア	本工事の保証期間は、正式引渡し日から起算し1年間とする。なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び事故等は受注者の負担にて速やかに補修、改造もしくは取替を行うこと。ただし、本市の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
13	工事範囲	ア	<p>尾鷲市清掃工場 ごみ供給クレーン部品交換整備工事</p> <p>(1) 材料費</p> <p>(2) 工事費</p> <p>(3) 共通仮設費</p> <p>(4) 現場管理費</p> <p>(5) 一般管理費</p>
14	提出図書 施工承諾申請図書	ア	<p>受注者は、設計図書に基づき工事を行うこと。</p> <p>工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により本市の承諾を得てから着工すること。承諾申請図書は、次の内容のものを各3部提出すること。（内1部は返却分）</p> <p>(1) 施工計画書（施工図含む）</p> <p>(2) 検査要領書</p> <p>(3) 工事工程表</p> <p>(4) 内 訳 書</p> <p>(5) 下請業者通知書</p> <p>(6) 組織表</p> <p>(7) その他必要な図書</p>

	完成図書	イ	<p>受注者は、本工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出すること。なお、図書の製本仕様等については本市との協議による。</p> <p>(1) 竣工図 2部 (2) 工事写真集 2部 (3) その他指示する図書 1式</p> <p>*協議により、上記項目を合本としても良いものとする。</p>
15	正式引渡し	ア	<p>工事竣工後、本工事設備機器を正式引渡しするものとする。工事竣工とは、工事範囲をすべて完了し、本市の検査が完了した時点とする。</p>
16	施工及び施工計画 労働災害の防止	ア	<p>工事中の危険防止対策を十分に行い、作業員への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。また、焼却炉・ガス冷却塔・バグフィルター等粉塵が発生すると予測される場所で作業を実施する場合には、ダイオキシン類ばく露防止対策に十分留意し労働安全衛生規則第592条の6に定める化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業員に対し安全衛生特別教育を実施するとともに保護具の使用と管理等を徹底して、作業環境の悪化を最大限に防止する対策を講ずること。</p>
	現場管理及び工事エリア	イ	<p>資材置場及び加工場、資材搬入路、仮設事務所、工事関係者用駐車場などについては本市施設内用地が利用できるものとするが、本市と十分協議し、最小限の範囲として計画し、工事完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、災害、盗難などの事故防止に努めること。</p>
	復旧	ウ	<p>他の処理設備、既存建物等への損傷防止等に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。</p>
	交通整理	エ	<p>本工事期間中において場内交通安全のため、安全には十分に配慮し、現場工事期間中は必要に応じ、交通整理員を配置すること。</p>
	既設との取り合い	オ	<p>本工事は、現有処理場内で行うものであり、他の処理施設の運転及び周辺環境等に支障をきたさないよう最大の配慮を払うこと。</p>
	現場代理人	カ	<p>本工事における現場代理人は受注者を代表し、本工事現場施工期間において本工事現場に常駐すること。</p>
	工事日報の提出	キ	<p>現場代理人は、本工事の進捗状況、作業内容及び作業員数、搬入資材等を記入した工事日報を毎日遅滞なく本市に提出すること。</p>
	工事打合せ	ク	<p>工事を円滑に進めるため、現場工事期間中には本市係員立ち合いのもとに工事打合せを行い、打合せ事項等について議事録を作成し速やかに本市に提出すること。</p>

工事仕様		工事写真の撮影	ケ	<p>受注者は、本工事全般にわたり、工事工程に従って段階的に工事写真を撮影編集し、本市の要求に応じていつでも閲覧できるように整理しておくこと。また、工事検査の際には工事写真集として必要書類とともに速やかに本市に提出のこと。工事写真撮影にあたっては、本市が指定する箇所（交換品目・撤去品目写真）並びに工事記録として当然残す必要があると思われる箇所は撮影しておくこと。特に、工事完成後においては確認することが全くできないか、または確認することが非常に困難と思われる箇所はあらかじめ重点的に撮影しておくこと。提出部数は2部とする。</p>
		工事経費の負担	コ	<p>本工事にかかる工事用電力、用水等は本市の承諾を得て、指定する箇所から分岐し使用するものとする。</p>
		撤去材の処理等	サ	<p>本工事により発生した撤去材は、ダイオキシン類・重金属濃度を測定分析した後、濃度に応じた処分先を決定、本市に処分先を含めた処分方法の承諾を受けた後、受注者の負担により場外処分とする。</p>
		地域活性への配慮	シ	<p>本工事の下請等の工事参加会社は可能な限り、当市内業者を優先すること。</p>
	17	工事内容・項目	ア	<p>尾鷲市清掃工場 ごみ供給クレーン部品交換整備工事</p> <p>1) 材料費 施工数量 (設計書に記載された数量) 施工材料 (設計書に記載された材料)</p> <p>2) 労務費 施工数量 (設計書に記載された数量) 施工概要 (上記の通り)</p> <p>なお、撤去品・交換部品について処理が可能なものについては場内処分とする。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>